

投資に際しての重要な事項のご説明

この書面は「金融商品の販売等に関する法律」の規定によりご説明するもので、販売する金融商品にかかるリスク、留意事項および取引の概要等が記載されています。つきましては、下記の重要事項をよくお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、このほかに発行会社特有のリスクがありますので、募集株式の申込みをする際は、あらかじめ「契約締結前交付書面」を十分にご確認下さいますようお願い申し上げます。

◇株式投資型クラウドファンディングにより購入される募集株式、発行会社および募集の取扱いに関するリスクについて

株式投資型クラウドファンディング業務は非上場株式の募集の取扱いによる資金調達の手段であり、流通市場での取引が行われることを前提としていません。

株式投資型クラウドファンディング業務による募集株式の取得には、以下の点をご留意ください。

1. 募集株式に関するリスク

- ・金融商品取引所の上場有価証券等ではなく、非上場の会社が発行する株式であるため、取引の参考となる気配や相場は存在しません。
- ・換金性が著しく乏しく、売却したい時に売却ができない可能性や、売却価格が希望する価格よりも大幅に低下する可能性があります。
- ・募集株式に譲渡制限が付されている場合、当該株式の売買を行っても権利の移転が発行会社によって認められない場合があります。

2. 発行会社に関するリスク

- ・発行会社の業績または財産の状況に変化が生じた場合、発行後の募集株式の時価が変動することによって、当該株式の価値が消失する等、その価値が大きく失われるおそれがあります。
- ・今後の市場動向および市場規模などの不確実性を考慮した場合、競合他社の参入等により発行者の市場シェアの拡大が阻害され、収益性が損なわれるおそれがあります。
- ・技術革新が非常に早い場合、他の革新的な技術の出現等により、発行者の優位性が損なわれ、損失が発生するおそれがあります。

3. 募集の取扱いに関するリスク

- ・申込金額の総額が目標募集額を下回った場合には、当該募集案件は不成立になります。
- ・目標募集額を超え上限募集額に到達した場合、当該時点以降キャンセル待ちの申込みを受付けますが、先着順となりますので、必ず購入できるとは限りません。
- ・上限募集額を設定した場合、目標募集額を超えた金額で払込みが行われることがあり、また、

目標募集額を超えて募集を行った場合は、当初想定していた目標募集額と比べて、1株当たりの価値の下落（希薄化）が発生することがあります。

- ・発行会社や当社に起因する事由により、募集の取扱いが中止されることがあります。

◇留意事項

- ・株式の取得に際しては、配当および売却益等金銭的利益の追求より、むしろ発行者およびその事業に対する共感または支援を主な旨として投資してください。
- ・発行会社は、金融商品取引法に基づく開示または金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同等程度の情報開示は義務付けられていません。
- ・発行会社の財務情報については、公認会計士または監査法人による監査を受けていない場合があります。
- ・募集株式について、配当が支払われないことがあります。また、社債のように償還および利息の支払いが行われることはありません。
- ・株式投資型クラウドファンディングにより投資できる金額は、同一の会社が発行する株式については、1年間50万円が上限となります。

◇当社が行う金融取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第28条第1項及び第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務（株式投資型クラウドファンディング業務）であり、当社において募集株式に関するお取引が行われる場合は、「取扱要領」によるほか、以下によります。

1. 募集について

- ・株式投資型クラウドファンディングにより取り扱う募集株式、発行会社の概要および資金調達等の内容については、当社が運営するポータルサイト（<https://unicorn-cf.com>）において提供します。
- ・投資勧誘は、すべてウェブサイトおよび電子メールにて行い、電話、訪問等による勧誘行為は行いません。
- ・募集結果については、当社の運営サイト上で公表すると同時に、申込者に電子メールによりご連絡いたします。

2. 申込みについて

- ・当社が募集の取扱いを行う案件に申込みいただくためには、会員登録が必要となります。なお、会員登録は個人に限り、法人の会員登録はできません。
- ・会員登録に際して、当社は、本人確認、反社会的勢力でないことの確認および適合性審査等の登録審査を行います。
- ・募集案件への申込みは、各募集案件の申込みページから行うことができます。申込みの際、非

上場株式の取引に関する確認書をよく読んでいただいたうえで、同意していただく必要があります。

- ・申込みが完了した場合、当該完了日から起算して3営業日以内に、当社指定口座へ申込金額を入金していただくことになります。入金されなかった場合、申込みは失効の扱いとなります。

3. 申込みの撤回（キャンセル）について

- ・申込日から起算して8日以内は、会員のマイページから申込みの撤回ができます。撤回に際してキャンセル料はかかりません。
- ・申込みの撤回が行われた場合は、原則として当該申込みの撤回を行った日から3営業日以内に会員の指定する銀行口座に返金いたします。
- ・募集株式の取得の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6（クーリング・オフ）の規定の適用はありません。

4. 募集案件の成立について

- ・申込金額の総額が目標募集額に到達した場合は、当該申込期間の最終日を起算日として8日間が経過し、9日目に目標募集総額の入金が確認された段階で案件成立となります。
- ・案件成立の場合、その旨をポータルサイトに表示するとともに、会員に対して電子メールでお知らせいたします。
- ・会員のマイページにおいても、契約成立年月日、商品名、購入株数、1株当たりの株価および購入金額等の表示がなされ、それをもって契約締結時交付書面（取引報告書）とします。
- ・株式の取得状況については、発行会社の作成する株主名簿により確認することができます。

5. 募集案件の不成立について

- ・申込金額の総額が目標募集額を下回った場合は、案件不成立となります。
- ・案件不成立の場合には、その旨をポータルサイトに表示するとともに、会員に対して電子メールでお知らせいたします。
- ・当該表示の日から2週間以内に申込金を返金いたします。

6. 手数料について

- ・募集株式の取得に際しては、購入代金のみをお支払いいただきます。株式取得のための手数料は必要ありません。なお、購入代金の振込手数料はお客さまのご負担とさせていただきます。
- ・募集の取扱いの中止、お客さまからのキャンセルあるいは案件不成立の事由により、当社からお客さまに返金する際の振込手数料は当社が負担いたします。

7. 募集終了後の発行会社の情報提供について

- ・募集終了後、発行会社の事業の状況および増資資金の用途状況等について、定期的に適切な情報を提供いたします。

◇租税について

- ・非上場株式の譲渡による利益は、原則として、一般株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の一般株式等（一般公社債等を含みます。）の譲渡所得等との損益通算が可能となります。
- ・非上場株式の配当金は、原則として、配当所得となります。
※ 詳細につきましては、税理士等の専門家にご相談ください。
- ・非上場株式はNISAの対象とはなりません。

◇当社の概要

1. 商号	株式会社ユニコーン
2. 登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3110 号
3. 本店所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-1-12 クロスオフィス新宿 303
4. 加入協会	日本証券業協会
5. 指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 1 番 1 号 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日を除く)
6. 資本金	金 5 億 847.5 万円（令和 6 年 11 月 29 日現在）
7. 主な事業	第一種少額電子募集取扱業務
8. 設立年月日	平成 27 年 12 月 28 日
9. 当社に対する 問い合わせ窓口	取引内容、当社のサービス等に関する問い合わせのほか、システム 障害発生時や募集の取扱いを中止する場合等のお問い合わせにつ いては、当社ポータルサイト上の問い合わせ窓口またはメールに て承っております。 当社ポータルサイト「ユニコーン」 https://unicorn-cf.com 電子メール support@unicorn-cf.com

なお、当社は金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イおよび同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制および同法第 79 条の 27 第 1 項および第 2 項の投資者保護基金への加入義務の適用はなく、また同法第 29 条の 4 の 2 第 9 項及び第 10 項の規定により有価証券の券面の預託を受けることができません。